

令和5年度 事業計画

公益財団法人
入管協会

第1 入管協会の使命

公益財団法人入管協会は、昭和62年8月20日、法務省所管の財団法人として設立され、平成26年4月1日に現法人に移行しました。

当協会は、出入国管理行政に関する知識の普及を図るとともに、出入国管理行政の円滑な運営に寄与することなどを目的としております。具体的には、外国人の入国・在留手続と申請取次ぎの概要を周知させるための研修会及び留学生の適正な受け入れや外国人の適正な雇用等のための実務セミナーの開催、在留諸申請の円滑な手続を支援するための書籍として「出入国管理法令集」をはじめ「申請等取次制度の概要」、「わかりやすい入管手続 必要書類と記載例集」及び「外国人受入れ実務者のための入管関係手続Q&A」の発刊等により、外国人の適正な受入れに貢献しようとするものであり、令和5年度においては次の事業を行います。

第2 事業内容

1 公益目的事業

(1) 相談・案内

ア 外国人在留総合インフォメーションセンターの相談業務

法務省の委託を受けて、地方出入国在留管理局等に設置されている外国人在留総合インフォメーションセンターにおいて、来訪した外国人や関係者に、外国人の入国・在留関係の諸手続及び各種申請等の相談・案内及び情報の提供を行います。

令和5年度は、大阪局を始め各地方出入国在留管理局等に設置された同センターにおいて相談・案内を行います。

イ 電話及びメールによる無料相談業務

賛助会員以外を対象として、メール（随時）又は電話（平日午後1時30分から同4時30分まで）による出入国在留管理に関する無料相談を行います（なお、賛助会員については、随時メール及び電話による相談を行います。）。

(2) 出入国管理に関する情報発信と資料・書籍の発刊

ア Japan Immigration Association News (JIAニュース)等の発行

賛助会員を対象に最新の出入国管理に関する情報を提供するため

J I Aニュースを毎月発行するとともに、出入国在留管理に関する重要な運用変更などが行われた場合は、その情報をJ I Aニューストピックスとして随時発行し、賛助会員に対するサービスの向上に努めます。

イ 在留外国人統計に係る情報提供の見直し

我が国に在留する外国人の国籍別、在留資格別、都道府県別在留外国人数や出入国者数等に係る情報を提供するため、出入国在留管理庁が公表した統計を取りまとめた「在留外国人統計」を年1回発刊してきましたが、同庁は毎年6月末と12月末現在の詳細な在留外国人統計を公表しており、書籍の編纂等のため1年以上前の統計を発刊している状況にあることから、書籍の発刊を中止し、J I Aニュースにおいて最新の統計情報を逐次提供することとします。

ウ 書籍の発刊

「出入国管理法令集」及び「申請等取次制度の概要」を発刊し、当協会主催の研修会で活用するほか、日本行政書士会等の研修教材として頒布し、出入国管理法令集については一般にも頒布することにより、出入国管理行政に関する知識の普及に努めます。

なお、出入国管理及び難民認定法の改正法案が国会に提出される見込みであり、同法案が成立すれば、関係する書籍の改訂作業を行い、可能な限り早期の発刊を目指します。

(3) 講習・セミナー・育成

ア 申請等取次ぎに関する研修会の開催

就労目的の外国人を受け入れる企業・団体等や留学生を受け入れている教育機関の職員で申請等取次ぎを行おうとする者を対象として、出入国在留管理制度の概要、申請取次制度の概要等を講義内容とする「外国人の入国・在留手続と申請等取次研修会」を東京、名古屋及び大阪において年9回開催します。

イ 実務セミナーの開催

外国人留学生を受け入れる教育機関又は外国人を雇用しようとする企業等の職員を対象として、留学生の受入れ及び就職等のための「留学生受入れ手続実務セミナー」及び「留学生の就労資格取得手続セミナー」を東京で各2回開催します。

ウ 東京都の外国人不法就労防止啓発講習

不法滞在者や不法就労外国人の防止及び外国人の適正な雇用を図るため、東京都の委託を受けて各種講習会に講師を派遣し、啓発活動を行います。

2 収益等事業（事前点検及び申請取次ぎ）

賛助会員である企業、教育機関等からの依頼を受けて、当該企業等が受け入れる外国人に係る入国・在留関係諸申請の事前点検及び申請取次ぎ等の支援を行います。

なお、平成25年4月の総務省の「技能実習制度を中心とした外国人受入れ対策に関する行政評価・監視の勧告」に鑑み、賛助会員以外に対する一定範囲内の事前点検及び申請取次ぎを行うこととしていますところ、賛助会員の推薦を受けた非会員を対象として実施する方策について検討し、実施できる見込みとなれば実施します。

3 その他（法人管理）

（1）評議員会・理事会の開催

令和5年度においては、年2回（5月と翌年3月）、評議員会・理事会を開催します。

（2）会員の募集

当協会の活動を強化するため、ホームページ及びパンフレット「入会のご案内」を申請等取次研修会等の参加者に配付するなど、協会活動に賛同いただける団体等を募ります。

第3 終わりに

当協会では、最新の出入国管理行政の情報を提供することによって、円滑かつ適正な出入国管理行政の実現に貢献できるよう努力していく所存ですが、在留諸申請の電子（デジタル）化が進む一方、申請取次研修会の実施機関が当協会を含めて11に増えたこと等から協会運営をめぐる環境が厳しさを増しており、今後とも新たな活路を模索していくことを課題としております。

このような状況に鑑み、引き続き皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。